

令和4年3月1日
地域行政部

同性パートナーへの災害義援金の配分について

1 主旨

災害に起因して死亡した区民の同性パートナーに対して弔慰金の支給を開始することに伴い、災害義援金についても、配分対象となりうる者の範囲に弔慰金を受給した同性パートナーを含めることとするので報告する。

2 内容

災害に起因して死亡した区民の同性パートナーに対し、危機管理部において要綱を制定し、弔慰金の支給を開始する予定である（令和4年4月1日予定）。

このことに合わせて、被災した区民の生活支援に資するため、区民等の方々から善意で区に寄せられた災害義援金についても、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号）」の理念に基づき、災害に起因して死亡した区民の同性パートナー（弔慰金の受給者）に配分できるようにする。

なお、災害義援金の配分は、区が設置する配分委員会の審議を経て配分対象者等を決定することとなるため、弔慰金を受給した同性パートナーを配分対象となりうる者の範囲に含めることとし、その範囲の中から配分委員会において配分対象者を審議することなど、災害義援金の取扱いに関する要綱を弔慰金の要綱制定に合わせて定める予定である。

3 施行日

令和4年4月1日（予定）

4 参考

令和元年台風第19号の災害義援金は、人的被害及び住家被害を配分対象としており、人的被害については弔慰金の受給者に対して配分を行っている。